

「同行援護」について

※ 本資料は、平成23年8月22日現在の内容であり、今後国が示す内容によって変更が生じる可能性があります。

「同行援護とは」

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

(障害者自立支援法 第5条4)

同行援護のサービス内容

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

同行援護の対象者の基準

◇ 身体介護を伴わない場合

- ・ 同行援護アセスメント票(案)の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者

◇ 身体介護を伴う場合

- ・ 同行援護アセスメント票(案)の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者
- ・ 障害程度区分が2以上
- ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定

同行援護アセスメント票（案）

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

アセスメント項目

No	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考		
1	視力障害 視力(6-1)	普通(日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える。	ほとんど見えない	見えているのか判断不能	障害程度区分認定調査項目「6-1」と同じ	矯正視力による測定とすること (視力確認表は下図)
2	視野障害 視野	ない 又は右記以外	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上(身体障害者手帳3級に相当)	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上(身体障害者手帳2級に相当)			視力に上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること	
3	夜盲 網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある		—		視力、視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて様式例による医師意見書を添付	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害 盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみができる	できない			夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとすること	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること

(視力確認表:A4版)



【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

同行援護サービス費の算定構造(案)

基本部分		注	注	注	注	注	注
		3級ヘルパー等により行われる場合	2人の同行援護従事者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)
イ 身体介護を伴う場合	(1)30分未満 (254単位)	×70/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算
	(2)30分以上1時間未満 (402単位)						
	(3)1時間以上1時間30分未満 (584単位)						
	(4)1時間30分以上2時間未満 (667単位)						
	(5)2時間以上2時間30分未満 (750単位)						
	(6)2時間30分以上3時間未満 (833単位)						
	(7)3時間以上 (916単位に30分増すごとに +83単位)						
ロ 身体介護を伴わない場合	(1)30分未満 (105単位)	×90/100			特定事業所加算(III) +10/100		
	(2)30分以上1時間未満 (197単位)						
	(3)1時間以上1時間30分未満 (276単位)						
	(4)1時間30分以上 (346単位に30分増すごとに +70単位)						
初回加算 (1月につき200単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算 (1月につき150単位を加算)							

同行援護の従業者の資格要件(案)

① サービス提供責任者資格要件 (ア及びイのいずれにも該当又はウに該当する者)

- ア) 介護福祉士、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上介護等の業務に従事した者
- イ) 同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者 (※1)
- ウ) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

② 従業者資格要件 (ア、イ、ウのいずれかに該当する者)

- ア) 同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者 (※2)
- イ) 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。
- ウ) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

※1 アの要件を満たす者にあつては、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者とみなす(適用日から平成26年9月30日までの間)

※2 居宅介護の従業者要件を満たす者にあつては、同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了した者とみなす(適用日から平成26年9月30日までの間)

同行援護のサービス提供責任者の資格要件(案)

- ・ 介護福祉士
- ・ 介護職員基礎研修修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修1級修了者
- ・ 居宅介護従業者養成研修2級修了者
で3年以上の実務経験のある者



同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)
の修了者



経過措置(平成26年9月まで)

左に該当する場合、同行援護従業者養成研修
(一般課程+応用課程)の修了者とみなす

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

同行援護のサービス提供者の資格要件(案)

同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者



経過措置(平成26年9月まで)

居宅介護の従業者要件を満たす場合、同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者とみなす

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者



1年以上の視覚障害に関する実務経験
(直接処遇)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

同行援護従業者養成研修カリキュラム(案)

一般課程

形態	教科名	時間数	備考
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1	視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。
講義	同行援護の制度と従業者の業務	2	同行援護の制度と従業者の業務を理解する。
講義	障害・疾病の理解①	2	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する。
講義	障害者(児)の心理①	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。
講義	情報支援と情報提供	2	移動中に必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する。
講義・ 実習	代筆・代読の基礎知識	2	情報支援としての代筆・代読の方法を習得する。
実習 講習	同行援護の基礎知識	2	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。
実習 講習	基本技能	4	基本的な移動支援の技術を習得する。
実習 講習	応用技能	4	応用的な移動支援の技術を習得する
合計		20	

応用課程

形態	教科名	時間数	備考
講義	障害・疾病の理解②	1	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。
講義	障害者(児)の心理②	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。
実習 講習	場面別基本技能	3	日常的な外出先での技術を習得する。
実習 講習	場面別応用技能	3	目的に応じた外出先での技術を習得する。
実習 講習	交通機関の利用	4	交通機関での移動支援技術を習得する。
合計		12	